板橋区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬に係る費用助成要綱

（平成１７年３月２４日　区長決定）

（目的）

第１条　この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を負担することが困難である者に対し、板橋区が行う助成について必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象者は、板橋区長（以下「区長」という。）が、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３２条、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２８条若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５１条の１１の２の規定に基づき、民法（明治２９年法律第８９号）第７条、第１１条、第１３条第２項、第１５条第１項、第１７条第１項、第８７６条の４第１項若しくは第８７６条の９第１項に規定する審判の請求（以下「区長による審判請求」という。）又は民法第７条、第１１条若しくは第１５条第１項の規定による、本人、配偶者若しくは四親等内の親族による審判の請求（以下「親族等による審判請求」という。）に基づいて行われた家庭裁判所の審判によって成年被後見人、被保佐人又は被補助人となった者（民法第７２５条に規定する親族が成年後見人等として付されている者を除く。以下「本人」という。）のうち、第５条に定める助成期間において、次に掲げる住所要件のいずれか及び経済的要件のいずれかにともにあてはまる者とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

⑴　住所要件

①　板橋区の住民票に記載されている者。ただし、板橋区内の施設等への入所・入居等に伴い板橋区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付の実施機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関のいずれかが板橋区以外の区市町村又は板橋区長以外の区市町村長となっている者を除く。

②　板橋区の住民票に記載されていない者のうち、板橋区外の施設等への入所・入居等に伴う板橋区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関及び障害者総合支援法による給付の決定機関のいずれかが板橋区又は板橋区長となっている者。

⑵　経済的要件

①　生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者

②　家事事件手続法第３９条別表第１第１３項、第３１項、又は第５０項の規定に基づく家庭裁判所の報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）が行われた日において賦課決定している最新の年度の住民税が世帯員全員非課税であり、かつ、本人の預貯金が１３０万円以下であり、かつ、資金化して報酬の全部又は一部の支払いにあてることができる本人の適当な資産がない者

（本人が死亡した場合の助成対象者の特例）

第３条　第７条の規定による申請を行う前に本人が死亡した場合、又は、報酬付与審判が本人の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

２　前項の助成対象者に対して助成を行う場合は、本人死亡時において本人が前条に定める住所要件及び経済的要件にあてはまっていなければならない。

（助成対象費用）

第４条　助成対象費用は、報酬付与審判によって決定された成年後見人等に対する報酬とする。ただし、次に掲げる報酬については助成の対象としない。

⑴　区長による審判請求の場合

平成１７年３月３１日以前分の報酬

⑵　親族等による審判請求の場合

平成２６年３月３１日以前分の報酬

（助成対象期間）

第５条　助成対象期間は、成年後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して事後にその報酬額を決定するという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。ただし、板橋区の住民票に記載されていない期間又は介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関及び障害者総合支援法による給付の決定機関のいずれかが板橋区又は板橋区長となっていない期間は除く。

（助成額）

第６条　助成額は、報酬付与審判によって決定された報酬額とし、月を単位に算定を行い、上限は次に掲げる額とする。ただし、前条ただし書の控除される期間がある場合にあっては、報酬付与審判によって決定された報酬額を報酬対象期間の月数で案分した額（小数点以下切捨て）に前条で定める助成対象期間の月数を乗じた額（千円未満切捨て）とする。

⑴　後見人・保佐人・補助人一人（法人を含む）当たりに対する報酬の助成

月額２８，０００円×対象月数

⑵　後見監督人・保佐監督人・補助監督人一人（法人を含む）当たりに対する報酬の助成

月額１４，０００円×対象月数

２　前項の規定にかかわらず、本人の財産から報酬の一部が支給される場合、本人の板

橋区への転入、板橋区からの転出等により、板橋区以外の区市町村等からの助成金等が支給される場合その他これらに類する場合は、これらの支給額を、前項により算定した助成額から控除し、その結果得られた額を助成額とする。

（助成の申請）

第７条　助成を受けようとする助成対象者は、成年後見人等の報酬助成申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

⑴　本人の住民票

⑵　本人が生活保護又は支援給付を受給中であることを確認できる書類

⑶　本人及び本人の税法上の扶養者の住民税課税若しくは非課税証明書

⑷　本人の預貯金の残高が確認できる書類

⑸　家庭裁判所に提出した本人の財産目録の写し

⑹　成年後見等開始審判書の写し

⑺　成年後見・保佐・補助に関する登記事項証明書の写し

⑻　報酬付与審判書の写し

⑼　申請者の本人確認ができる公的証明書

⑽　その他区長が必要と認める書類

２　前項の規定による助成の申請は、報酬付与審判が行われた日の翌日から起算して１８０日以内に行わなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると区長が認める場合はこの限りではない。

（助成の決定）

第８条　区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等の報酬助成決定通知書（別記第２号様式）又は成年後見人等の報酬助成不交付決定通知書（別記第３号様式）により、決定内容を助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第９条　前条の規定による報酬助成決定があったときは、助成対象者は、成年後見人等の報酬助成金請求書（別記第４号様式）により区長に助成金を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

（助成金の返還）

第10条　偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、区長は、その者に対して助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条　助成金を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

（成年後見人等の努力義務）

第12条　定期的な助成申請が可能となるよう、成年後見人等は、最長でも１年に１回は報酬付与審判の申立てを行うよう努めなければならない。

（委任）

第13条　この要綱に定めるほか必要な事項は、健康生きがい部長及び福祉部長が協議の上別に定める。

付　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成１９年１２月２９日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に板橋区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬に係る費用助成要綱（平成１７年３月２４日区長決定）第５条の規定により助成の決定を受けている者については、なお従前の例による。この場合、同要綱第３条第２項第２号中「１８，０００円」とあるのは、「２８，０００円」とする。

付　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２１年８月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２４年１２月２０日から施行する。ただし、第２条の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める部分に限る。）は平成２５年４月１日から、第３条の改正規定は同年１月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年９月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別記第１号様式　（第７条関係）　　（表 面）

申請日	年　月　日

成年後見人等の報酬助成申請書

あて先　板橋区長

板橋区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬に係る費用助成要綱に基づき、次のとおり助成を申請します。

１　助成対象者、助成金申請額等

助成対象者	氏　名	（被後見人氏名）　　（後見人等氏名）			
	住　所				
	本人との関係	□本人（①と同じ） □報酬を付与するとされた成年後見人等（②と同じ、本人死亡後の申請）			
①本人（成年被後見人等）	ふりがな 氏　名			生年月日	
	住　所（住民票又は外国人登録原票所在地）			電　話	
	居　所（住所と異なる場合記入）			電　話	
	後見・保佐・補助開始審判	審判申立事件番号	審判の行われた日	審判申立人	
			年　月　日		
助成対象費用（報酬付与審判の結果）	報酬付与審判の番号・審判日	審判申立事件番号	審判の行われた日		
			年　月　日		
	②報酬を付与するとされた成年後見人等	氏　名			
		住　所			
		連絡先	所在地		
			電　話		
		後見等の種別	□成年後見人　□保佐人　□補助人 □成年後見監督人　□保佐監督人　□補助監督人		
	③報酬対象期間	年　月　日から　　年　月　日まで			
	④報酬対象月数	月分　（③の「報酬対象期間」が属する全ての月の数）			
	⑤報酬額	円			
	⑥一月当たりの報酬額（⑤÷④小数点以下切捨て）	円			
助成金申請額の算定	⑦助成対象月数	月分　（④の「報酬対象月数」のうち板橋区の住民登録期間又は住所地特例施設在住中の月数）			
	⑧助成対象報酬額（⑥×⑦千円未満切捨て） ※④と⑦が同じであれば⑤と同額	円			
	助成限度額	□成年後見人・保佐人・補助人の報酬	⑨月額限度額	28,000 円	
			⑩助成限度額（⑨×⑦）	円	
		□成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人の報酬	⑪月額限度額	14,000 円	
			⑫助成限度額（⑪×⑦）	円	
	⑬助成額（⑧と⑩で少ない方の額、又は⑧と⑫で少ない方の額）	円			
	⑭本人の財産からの報酬額、板橋区以外の区市町村等からの助成等の額	円			
	⑮助成金申請額（⑬−⑭）	円			

（裏 面）

2 本人の助成対象者としての要件（経済的要件）（①～③の中からあてはまるものを一つ選択）

□①生活保護法による保護を受けている者、又は、中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者

□②報酬付与審判日において賦課決定している最新年度の住民税が世帯員全員非課税であり、かつ、本人の預貯金が130万円以下であり、かつ、資金化して報酬の全部又は一部の支払いにあてることができる本人の適当な資産がない者※

□③その他区長が特に認める者※　（特に認めてほしい事情を以下に記入願います。）

※ ②又は③を選択した場合は、世帯員全員の所得金額と住民税課税状況を確認する必要がありますので、以下の表に記入願います。

＜表＞世帯構成（本人を除く）

氏名	生年月日	本人との続柄	税法上の扶養者数

3 個人情報の確認に関する本人の同意（同意がない場合は必要な書類を提出していただきます。）

本人の住所要件と経済的要件を審査するにあたり、区が保有する以下の個人情報を、区職員が区の電算端末によって確認することに同意します。

・本人の住所、氏名、生年月日、転入元、転出先、転入出年月日、国民健康保険・介護保険の資格情報、生活保護受給情報、中国残留邦人等支援法の支援給付受給情報、障害者総合支援法の給付決定情報
・世帯員全員の所得・住民税課税情報

年　月　日　　本人氏名

4 報酬に相当する給付の有無

助成申請をするにあたり、本人の財産からの報酬、板橋区以外の区市町村等からの助成金等、その他の報酬に相当する給付はありません。

年　月　日　　成年後見人等氏名

5 特記事項（本人死亡後に申請する場合は、本人の死亡年月日を記入願います。）

6 申請内容に関する連絡先（本人との関係、電話番号も含めて必ず記入願います。）

7 決定通知書の送付先（本人との関係、電話番号も含めて必ず記入願います。）

別記第２号様式　（第８条関係）

文書番号	
決　定　日	年　　月　　日

成年後見人等の報酬助成決定通知書

あて先　（助成対象者）

住 所

氏 名　　様

板橋区長

年　　月　　日付で申請のありました成年後見人等の報酬助成について、次のとおり助成を決定したので通知します。

助成対象者	氏　　名		
	住　　所		
助成金交付決定額			
本人氏名（成年被後見人等）			
助成対象費用（報酬付与審判の結果）	審判申立事件番号		
	報酬を付与するとされた成年後見人等の氏名		
	①報酬対象期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	
	②報酬対象月数	月分	（①の「報酬対象期間」が属する全ての月の数）
	③報　酬　額	円	
	④一月当たりの報酬額（③÷②小数点以下切捨て）	円	
助成金交付決定額の算定根拠	⑤助　成　対　象　月　数	月分	（②の「報酬対象月数」のうち板橋区の住民登録期間又は住所地特例施設在住中の月数）
	⑥助成対象報酬額（④×⑤千円未満切捨て）※②と⑤が同じであれば③と同額	円	
	助成額の算定限度 ⑦月額限度額	円	
	助成額の算定限度 ⑧助成限度額（⑦×⑤）	円	
	⑨助成額（⑥と⑧で少ない方の額）	円	
	⑩本人の財産からの報酬額、板橋区以外の区市町村等からの助成等の額	円	
	⑪助成金交付決定額（⑨-⑩）	円	

別記第３号様式（第８条関係）

文書番号	
決 定 日	年　　月　　日

成年後見人等の報酬助成不交付決定通知書

あて先　（申請書の「助成対象者」欄に記載されている者）

住 所

氏 名　　様

板橋区長

　　年　　月　　日付で申請のありました成年後見人等の報酬助成については、次のとおり決定したので通知します。

１ 決定内容

決 定 の 内 容	助 成 不 交 付
理　　由	

２ 申請内容

助成対象者	氏　　名	
	住　　所	
本人氏名（成年被後見人等）		
報酬付与審判の結果	審判申立事件番号	
	報酬を付与するとされた成年後見人等の氏名	
	報酬対象期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	報 酬 額	円
助 成 金 申 請 額		円

別記第４号様式（第９条関係）

請求日	年　月　日

成年後見人等の報酬助成金請求書

あて先　板橋区長

成年後見人等の報酬助成金を次のとおり請求します。

助成対象者	氏　名	（被後見人氏名）　（後見人等氏名）	
	住　所		
助成金請求額		円	
請求事案の特定		報酬助成決定通知書の「文書番号」	報酬助成決定通知書の「決定日」

支払金口座振替依頼書兼委任状

私が請求した成年後見人等の報酬助成金については、下記の口座名義の者が受領いたしますので、下記の口座に振り込み願います。

助成対象者　氏名		（被後見人氏名）　（後見人等氏名）		
助成金の振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通　当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			